

地域福祉活動応援・はなちゃん助成金事業実施要綱

(目的)

第1条 この地域福祉活動応援・はなちゃん助成金事業は、半田市に住むすべての人が安心して暮らすことのできるまちを目指し、地域課題に取り組んでいる団体や、地域に根差した活動をしているボランティアや市民活動など、地域住民が主体的に行う地域福祉活動を支援し、その活性化をはかることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この実施主体は半田市社会福祉協議会（以下「本会」という）とする。

(種類と助成額)

第3条 助成の種類は活動費助成と事業費助成の2種類とする。いずれの種類の手助成も1実施団体あたり20万円を上限とし、1団体につき単年度で1申請のみの助成とする。

- (1) 活動費助成とは、活動の継続のために備品や資機材の購入が必要とされ、1年以上活動が継続されている団体に対し助成する。（ただし、年度内に購入されたものに限る）
- (2) 事業費助成とは、自治区が主体となって行う活動とは異なり、地域住民を対象とした地域での自主的な地域福祉活動（防災・減災活動を含む）を進める団体に対し助成する。ただし、同一の事業に対して3回（3年）までの助成とする。

(応募条件)

第4条 助成金の応募条件は、他の補助金との重複及び公的補填のない「安心して暮らすことのできるまち」を実現するために地域の課題解決に取り組み、半田市内で実施するものとする。次の各号に掲げる経費は交付対象としない。

- (1) 会員の親睦、またはそれに類する目的の事業にかかる経費
- (2) 不動産の購入や人件費、光熱水費等の団体運営にかかる経費
- (3) 学術研究にかかる経費
- (4) その他、経費として不適当と本会会長が認める経費

(対象団体)

第5条 助成金の対象団体は、半田市内の公益かつ、政治・宗教活動などを目的としない非営利の団体であり、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) ボランティア・市民活動団体
- (2) NPO 法人
- (3) 任意団体

(募集方法)

第6条 助成対象団体の募集は、公募により行う。

(申請)

第7条 申請団体は、はなちゃん助成金事業申請書（第1号様式）を本会会長に提出する。

(審査)

第8条 審査は、次の第1次審査から第2次審査までとし、審査基準については別に定める。

- (1) 第1次審査 本会職員のヒアリング・書類審査
 - (2) 第2次審査 審査会による書類・プレゼンテーション審査
- 2 審査にあたって、委員が利害関係にある場合は、該当委員を除いた委員による審査を行う。

(審査会)

第9条 審査会は、委員5名以内をもって組織し、次に掲げるものの中から本会会長が委嘱し任命する。

- (1) 本会理事
 - (2) その他会長が認めたもの
- 2 審査会は、次の役員を置く。
- (1) 審査会に委員長を1名置き、委員の互選により定める。
- 3 審査員は第2次審査の審査を行う。
- 4 第1次審査は、本会事務局で行う。

(審査結果通知並びに助成決定通知)

第10条 審査の結果は、後日、はなちゃん助成金事業決定通知書（第2号様式）でその旨を通知する。

- 2 申請団体は、前項の規定により助成金交付を受けようとするときは請求書（第3号様式）を本会会長に提出する。

(事業報告)

第 1 1 条 助成を受けた団体は、事業終了後 1 ヶ月以内にはなちゃん助成金事業報告書（第 4 号様式）を本会会長へ提出する。

(助成金の返還)

第 1 2 条 本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規程に違反したとき

(その他)

第 1 3 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則 この規則は、平成 2 2 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。